

(仮称) 国見風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 4 年 5 月

二枚田風力合同会社

目 次

第 1 章	環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	1
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧者数	2
2.	環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1)	公告の日及び公告方法	3
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	3
3.	環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1)	意見書の提出期間	4
(2)	意見書の提出方法	4
(3)	意見書の提出状況	4
第 2 章	環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間（自主期間2週間を含む）縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年2月25日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙1 参照]

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和4年2月25日（金）付 福井新聞

② インターネットによるお知らせ

[別紙2 参照]

下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・ 事業者のホームページ

<https://venaenergy.co.jp/3504>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の4か所及び福井市内の公民館の6か所、計10か所において縦覧を行った。
また、インターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ・ 福井県庁 安全環境部 環境政策課 | 福井県福井市大手 3-17-1 |
| ・ 福井市役所 市民生活部 環境事務所 環境廃棄物対策課 | 福井県福井市大手 3-10-1 |
| ・ 坂井市役所 産業環境部 環境推進課 | 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1 |
| ・ 越前町役場 住民環境課 | 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1 |

② 福井市内の公民館での縦覧

- | | |
|---------|-------------------|
| ・ 国見公民館 | 福井県福井市鮎川町 133-1-3 |
| ・ 鷹巣公民館 | 福井県福井市蓑町 14-7 |
| ・ 本郷公民館 | 福井県福井市荒谷町 19-55 |
| ・ 棗公民館 | 福井県福井市石橋町 4-14 |
| ・ 一光公民館 | 福井県福井市下一光町 6-5 |
| ・ 鶉公民館 | 福井県福井市砂子坂町 5-58 |

③ インターネットの利用による縦覧

[別紙2 参照]

- ・ 事業者のホームページ

<https://venaenergy.co.jp/3504>

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和4年2月25日（金）から令和4年3月29日（火）まで

- ・ 関係公共団体庁舎 土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時間とした。
- ・ 公民館 休館日を除く開館時間とした。
- ・ インターネット 常時アクセス可能とした。

なお、法定の縦覧期間以降も自主的な縦覧期間として、令和4年3月30日（水）～4月12日（火）まで図書を公表した。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は3名であった。

（内訳） 福井県庁	1 名
福井市役所	0 名
坂井市役所	0 名
越前町役場	0 名
国見公民館	2 名
鷹巣公民館	0 名
本郷公民館	0 名
棗公民館	0 名
一光公民館	0 名
鶉公民館	0 名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、事業者は準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙 1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和 4 年 3 月 12 日（土）10 時 00 分から 11 時 00 分まで
- ・開催場所：東十郷コミュニティセンター（福井県坂井市長畑 25-11-1）
- ・来場者数：6 名

- ・開催日時：令和 4 年 3 月 12 日（土）14 時 00 分から 15 時 00 分まで
- ・開催場所：国見公民館（福井県福井市鮎川町 133-1-3）
- ・来場者数：16 名

- ・開催日時：令和 4 年 3 月 12 日（土）19 時 00 分から 20 時 00 分まで
- ・開催場所：本郷公民館（福井市荒谷町 19-55）
- ・来場者数：10 名

- ・開催日時：令和 4 年 3 月 13 日（日）14 時 00 分から 15 時 00 分まで
- ・開催場所：鷹巣公民館（福井県福井市蓑町 14-7）
- ・来場者数：9 名

- ・開催日時：令和 4 年 3 月 17 日（木）19 時 00 分から 20 時 00 分まで
- ・開催場所：越前町生涯学習センター（福井県丹生郡越前町内郡 13-19-3）
- ・来場者数：2 名

- ・開催日時：令和 4 年 3 月 18 日（金）19 時 00 分から 20 時 00 分まで
- ・開催場所：鶉公民館（福井市砂子坂町 5-58）
- ・来場者数：9 名

- ・開催日時：令和 4 年 3 月 19 日（土）10 時 00 分から 11 時 00 分まで
- ・開催場所：一光公民館（福井市下一光町 6-5）
- ・来場者数：11 名

- ・開催日時：令和 4 年 3 月 19 日（土）14 時 00 分から 15 時 00 分まで
- ・開催場所：藁公民館（福井市石橋町 4-14）
- ・来場者数：8 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 3、別紙 4 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和 4 年 2 月 25 日（金）から令和 4 年 4 月 12 日（火）までの間
（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 事業者への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 4 通、意見総数は 13 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地から提出された意見は13件であった。準備書について提出された意見の概要と事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	1 令和3年7月29日の福井市西部を襲った豪雨により、国見岳周辺の水路、河川はことごとく被害を受けた。準備書には、単に風車敷地外へ雨水を排出するとの記載しかないが、下流の水路および河川護岸の強化嵩上げ等が必要である。想定降雨量はどんな値になっているのか。	本事業における造成工事に当たっては、各風車ヤードに沈砂池を設置し、降雨時における土砂流出の濁水の発生を抑制いたします。沈砂池の規模及び容量については、今後も引き続き、福井県と協議のうえ、「福井県林地開発制度の手引き」に基づき適切に設定いたします。また、準備書P625、626に記載のとおり、工事中の沈砂池からの排水は河川等の常時水流に到達するまでに林地浸透すると予測しております。河川への影響についても、「福井県林地開発制度の手引き」に基づき30年確率の降雨量84mm/時を想定し、今後も引き続き、福井県と協議のうえ、適切に対応いたします。
2	2 風車が二枚田林道から近距離に配置されている。二枚田林道は森林資源の有効活用と観光開発の目的で作られている。林道上および車上の騒音値や景観はどうか。道路は観光道路としての機能は果たせるのか。また、林道が冬季閉鎖時、設備が火事になった時の対応は。	騒音については、住居地域を対象に対象事業実施区域の周囲の9地点において調査、予測及び評価を実施いたしました。その結果、いずれの地点においても指針値を下回る結果となっております。また、準備書P536～539に記載のとおり、林道上の騒音については、風車騒音の寄与値として面的にコンター図をお示ししております。 景観については、準備書P1345～1348に記載のとおり、「国見岳」のフォトモンタージュをお示ししております。なお、国見岳に位置する「国見岳森林公園」は人と自然との触れ合いの活動の場として選定しておりましたが、令和4年3月末をもって閉園しております。 工事中においては二枚田幹線林道を通行できるように計画しておりますが、風力発電機を輸送する際には一時的に通行止めとする可能性がございます。今後、道路管理者である福井市とも協議のうえ、決定いたします。また、工事前に住民の皆様へ工事内容を説明いたします。 火災等の事故発生時は風力発電所全体を統括するシステムより、発電所近くに常駐する電気主任技術者に連絡が届き、適切な対応を即時実施できる体制を構築いたします。
3	3 ●●では環境調査立入の許可書に自治会長の独断で押印がなされ、その見返りとして、ほとんどが会長の持ち山に作業道を作るという事業がされている。400万もの金が町内の会計を経由していない。明らかな収賄と横領である。手続きに瑕疵はなかったのか、県環境審議会場で説明されたい。以上 ※●●は個人情報であるため、非公開といたします。	意見書に記載されたような事実は確認できませんでした。今後も風力発電事業の内容、環境影響調査に基づく予測評価の結果について、地域の皆様に丁寧にご説明いたします。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	地元民としての心配の点 1. 風力発電の工事の後の土砂災害 1. 騒音及び超低周波音の件 過去に北電の風力が 2 基あった時、国見町の集落では騒音があった。 今回は、それ以上の高さであり心配である。 あわら市の風力の近くでは 2 重サッシになっている現状がある。	林地開発協議において、土砂災害防止の観点からも福井県と協議し、その結果を適切に土木設計・施工に反映いたします。また、降雨時における土砂流出の濁水の発生を抑制するために「福井県林地開発制度の手引き」に基づき適切に沈砂池を設置いたします。さらに、風力発電施設の倒壊等については、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）及び電気事業法施行令（昭和 40 年政令第 206 号）の規定に基づき、風力発電所の工事計画（設置又は変更の工事の計画）において厳しく審査され、その結果を適切に風力発電機の基礎設計・施工及び仕様に反映いたします。 騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）に示される指針値との整合性について評価を実施いたしました。準備書 P540、541 に記載のとおり、いずれの地点においても指針値を下回っております。また、施設の稼働に伴う騒音の影響を低減するため、風力発電機の点検・整備を適切に行い、性能の維持に努めます。なお、稼働後に問題が発生した場合には原因を究明のうえ、適切に対応いたします。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	今回の風力発電設備を設置する区域には、降雨があった場合のために、その流下水を吸収するため、施工工事中、その排水のために各発電機の設置区域内に沈砂池を設置し、土砂等を沈降させながら自然浸透させるとの記載が準備書にあるが(P45)、その沈砂池等は、当然集中豪雨等が発生した場合の降雨量も考慮に入れて設計されていると考えるが、その排水の吸収能力は、どれほどの降雨量を想定して沈砂池等を設計されているのか示してほしい。 今回の風力発電設備を設置するために、対象事業区域内の樹木を伐採することになるが、そのことは、森林の持つ洪水等を防止・軽減する力の低下につながらないか。森林があれば、通常の降雨なら急に河川が増水することはない。しかし、伐採をしてその機能の一部を削減するのであれば、それに補う施設・設備を設けるのが相当と考える。しかし、洪水等非常の降雨量を想定した場合、今回設置する沈砂池等のみでは足りないと思われるがどうか。 また、この風力発電施設の設置自体が、例えば、激しい集中豪雨等が発生した場合、山の下の方見町の集落に向かって、地滑り、土石流等が起こる危険性を増加させてしまう可能性はないのか。排水される場所とその流量、土質等についての調査はされたのか。その点についての影響評価の数値はあるのか。示して説明してほしい。 国見町は、南北を険しい山に囲まれた峡谷の底を流れる三本木川という河川に寄り添うように家屋が点在する集落だが、今回の発電機の設置箇所は、この川の上流・源流付近に設置されるものが何基かあると思われる。非常に激しい集中豪雨が発生した場合、この施設の設置がこの河川の流量増加へどう影響するのか、その因果関係の有無、河川の氾濫が起きた場合の対応についてどのように考えているのか示してほしい。 また、供用開始後の濁水対策として、管理道路の横断側溝を設け、常時水流と離隔の取水場所から林地に浸透させるとあるが、どれほどの降雨量を想定しての設備設計か。その方法を採用した場合の林地への影響はどう考えているのか。	本事業における造成工事に当たっては、各風車ヤードに沈砂池を設置し、降雨時における土砂流出の濁水の発生を抑制いたします。沈砂池の規模及び容量については、今後も引き続き、福井県と協議のうえ、「福井県林地開発制度の手引き」に基づき適切に設定いたします。また、準備書 P626 に記載のとおり、工事中の沈砂池からの排水は河川等の常時水流に到達するまでに林地浸透すると予測しております。河川への影響については、「福井県林地開発制度の手引き」に基づき 30 年確率の降雨量 84mm/時を想定し、福井県と協議のうえ、適切に対応いたします。 また、保安林についても福井県と協議のうえ、本事業により改変する保安林と同等の面積を改変区域の周囲に「残置森林」として確保する計画としております。「残置森林」を保安林の機能を代替する施設とみなすことにより、当該保安林の機能低下を防止いたします。 風車配置の検討に当たっては、現地踏査およびボーリング調査により地盤を確認のうえ、法では指定されていない地滑り跡地についても風車設置位置から除外しております。そのうえで、風力発電施設の設置に伴う造成が地滑りや土石流等を誘発しないよう、「福井県林地開発制度の手引き」に基づき設計をいたします。 上記に加え、風力発電施設の倒壊等についても、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）及び電気事業法施行令（昭和 40 年政令第 206 号）の規定に基づき、風力発電所の工事計画（設置又は変更の工事の計画）において厳しく審査され、その結果を適切に風力発電機の基礎設計・施工及び風車仕様に反映いたします。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	(仮称) 国見風力発電事業に係る環境影響評価準備書への意見書 貴社が作成した(仮称) 国見風力発電事業環境影響評価準備書(以下、準備書という)に対し、環境影響評価法第 18 条の 1 に基づき、鳥類保全の見地から下記の通り意見を述べる。 記 (1) クマタカの生息環境の評価について 貴社による希少猛禽類の調査結果では、対象事業実施区域(以下、計画地という)の内外において 941 回(うち計画地内で 511 回)の確認があり、調査範囲内には 6 ペアの生息を確認し、計画地内においても複数例の生息確認があったとしている。 この結果は、計画地およびその周辺はクマタカにとって優れた生息環境を有していることを示している。したがって、以下に示すような配慮を行なうことを求める。 ① 「影響予測」の項(P1033) ・「営巣地が風力発電機設置位置から近いことから、繁殖に対する影響が考えられるため、…本種への影響の低減に努めた。」とあるが、具体的方策を明記していない。クマタカの繁殖を阻害しないためには、営巣地と風力発電機(以下、風車という)の設置位置との距離を少なくとも 1.5km 以上離す必要があると考えるが、それが不可能な場合は、その風車の設置を取り止めることを求める。 ・「改変区域周辺に生息している個体が逃避する可能性が考えられる。」と明記しつつ、「工事に当たっては、低騒音型の建設機械を使用することに加え、緊急時以外の警音器(クラクション)は鳴らさないように…。なお、工事前から工事中にかけては、繁殖状況を確認するモニタリング調査を実施し、繁殖への影響が出ないような工事の進め方をその都度検討する。」とある。ここに記されているようなモニタリング調査を実施していくことは大切であるが、クマタカが繁殖活動を中断したり、営巣放棄が発生してからでは遅いため、繁殖期には工事を一切行わないことを求める。 ・「全確認個体数の約半数が計画地内において確認されている。採餌場所等への移動経路の遮断・阻害が生じる。…配置計画を見直し、…営巣中心域には風力発電機を設置しないこととし、…この予測には不確実性が伴う。」としている。これだけ多くのクマタカの生息が確認されている当計画地において、営巣中心域だけを外して風車を設置するのではなく、少なくとも「高度利用域」を外して風力発電機を設置することを求める。 ・ブレード等への接触、つまり「バードストライク」の確率を「環境省モデル」と「由井モデル」で算出しているが、風車 No. 5 と No. 9 で高い数値となった。準備書は「この予測結果には不確実性が伴う」と明記している。予測結果が事業実施に不都合であるから不確実性が伴うとして無視することは科学的合理性を欠く。少なくとも衝突確率が高く予測された No. 5 と No. 9 の風車の設置の取り止めを求める。 ・バードストライクの確率を風車 1 基ごとに算出しているが、計画地に設置予定の風車全体、またはクマタカ	繁殖に影響を与える範囲としては、営巣中心域及び幼鳥の行動範囲であると認識しております。本事業では、営巣中心域を配慮したうえで、風力発電機の配置を検討いたしました。 準備書 P1445 に記載のとおり、希少猛禽類(クマタカ)の生息状況調査として、工事実施前から工事中にかけては、繁殖状況を確認するモニタリング調査を実施いたします。また、工事実施前に繁殖成功を確認した場合には、繁殖への影響が出ないよう、周辺の伐採を回避する等の工事の進め方をその都度検討いたします。 生息地保全の観点から非公開としておりますが、クマタカの内部構造解析を実施し、行動圏からの改変に対する影響を予測いたしました。その結果、方法書段階の配置計画を見直し、営巣中心域及び幼鳥行動範囲を避ける計画としたことから、行動圏に対する影響は小さいものと予測いたしました。 なお、施設の稼働において、年間予測衝突数を予測いたしました。風力発電機が建設される前の飛翔状況での予測をしているため、不確実性が伴うと考えております。そのため、事後調査としてバードストライク調査(死骸調査)を実施いたします。そのうえで、バードストライクが発生した場合には、専門家の助言や指導を得て、状況に応じた対応を検討いたします。

	の推定行動圏内にある風車全体がそれぞれの個体に及ぼす影響を再度、評価することを求める。	
7	② 工事期間中および風力発電機稼働後のモニタリング調査の実施 ・工事期間中の車両通行や建設重機が発する音や振動による影響を丁寧に調査し、希少猛禽類を始めとする鳥類の繁殖行動等に影響を及ぼしている事実を確認した場合、すぐに工事を中断する組織体制を構築しておくことを求める。また、風車稼働後のバードストライクや鳥類の繁殖行動等の変化を正確に把握するために事後調査の組織体制も構築しておくことを求める。 ・事後調査は死骸調査に加え、鳥類相の変化を把握するための調査や空間飛翔調査も計画地およびその周辺で行うことを求める。	準備書 P1445 に記載のとおり、工事実施前に繁殖成功を確認した場合には、繁殖への影響が出ないよう、周辺の伐採を回避する等の工事の進め方をその都度検討いたします。ご指摘のとおり、今後、連絡体制については、適切に構築し、調査を実施いたします。また、稼働後についても、連絡体制は事前に構築する予定です。 稼働後の調査では、バードストライク調査（死骸調査）に加え、希少猛禽類（クマタカ）の生息状況調査を実施いたします。希少猛禽類を対象とした定点配置としておりますが、その際に確認した鳥類についても記録を行います。
8	(2) サシバの生息環境の評価について 貴社による希少猛禽類の調査結果では、計画地の内外においてのべ 257 個体（うち計画地内で 126 個体）の確認があり、計画地及びその周囲で 8 ペアの生息を推定している。 この結果、計画地およびその周辺はサシバにとって優れた生息環境を有していることを示している。したがって、以下に示すような配慮を行なうことを求める。 ① 「影響予測」の項(P1027) ・「計画地の近傍において営巣地を確認していることから、工事関係車両等の通行により生息環境への影響が懸念される」としている。「近傍」が実際どれくらいの距離かは不明であるが、工事車両等の通行が影響を与えると予測する距離であるなら、サシバが計画地および周辺に渡ってきた時期から巣立ち時期までの工事を控えることを求める。 ・「全確認個体数の約半数が計画地において確認されている。」としながら、「改変は風力発電機の設置箇所及び管理道に限定されることから、移動経路の遮断・阻害に係る影響は小さいものと予測する」としている。これは風車が設置され、13 基が連続して並んだ状態での「移動経路の遮断・阻害に係る影響」を予測していない。全体の風車設置後に生じる「移動経路の遮断・阻害に係る影響」を予測することを求める。 ・「現地調査において稜線部での確認が少なかったことから、ブレード等への接触の可能性は低いものと予測する。しかしながら、本種の衝突に関する予測は不確実性を伴っている」としている。「確認状況及び主な生息環境」の項で「計画地の高度 M（明らかにブレード回転域内）の飛翔は全調査期間を通じて 99 回であった」としていることから、風車設置後にバードストライクが発生する可能性が高い。	準備書 P1027 に記載のとおり、工事実施前の繁殖初期となる 4 月には繁殖状況を事前に確認する予定です。また、繁殖を確認した場合は、モニタリング調査を実施し、繁殖への影響が示唆された場合には、工事車両の走行を一時中断する等の追加的な配慮を行います。 現地調査時の猛禽類調査において確認したサシバは、準備書 P1028～1032 に年間予測衝突数としてお示ししたとおり、ブレード回転域に該当する高度 M は、風力発電機に該当するメッシュ以外の場所における確認でした。準備書 P904 には、生息地保全の観点から確認状況をお示ししておりませんが、低地や水田等の開けた環境での確認でした。移動経路の遮断・阻害に係る影響としては、主な飛翔状況からも影響は小さいものと予測いたしました。なお、ブレード等への接触の可能性については、稜線部での確認が少なく、年間予測衝突数の算出値は小さいものでした。しかしながら、バードストライクの予測には不確実性が伴うと考えているため、準備書 P1444 に記載のとおり、バードストライク調査（死骸調査）を実施いたします。そのうえで、バードストライクが発生した場合には、専門家の助言や指導を得て、状況に応じた対応を検討いたします。
9	② 工事期間中および風車稼働後のモニタリング調査の実施 ・工事期間中の車両通行や建設重機が発する音や振動による影響を丁寧に調査し、希少猛禽類を始めとする鳥類の繁殖行動等に影響を及ぼしている事実を確認した場合、すぐに工事を中断する組織体制を構築しておくことを求める。また、風車稼働後のバードストライクや鳥類の繁殖行動等の変化を正確に把握するために事後調査の組織体制も構築しておくことを求める。 ・事後調査は死骸調査に加え、鳥類相の変化を把握するための調査や空間飛翔調査も計画地およびその周辺で行うことを求める。	準備書 P1445 に記載のとおり、工事中及び稼働後の調査については、事後調査計画としてお示ししております。ご指摘のとおり、今後、連絡体制については、適切に構築し調査を実施いたします。また、稼働後についても、連絡体制は事前に構築する予定です。 稼働後の調査では、バードストライク調査（死骸調査）に加え、希少猛禽類（クマタカ）の生息状況調査を実施いたします。希少猛禽類を対象とした定点配置としておりますが、その際に確認した鳥類についても記録を行います。

10	(3) 渡り鳥の調査結果の評価について(P895, 919～924) ① 猛禽類 【令和2年秋季】 ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、チョウゲンボウ、チゴハヤブサ及びハヤブサの計10種128個体の渡りを確認し、そのうち計画地を10種74個体が通過し、内58個体は高度Mを通過したとしている。つまり、渡りの猛禽類の78.4%がブレードの回転域と同じ高度を通過したことになる。 【令和3年春季】 ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリの計4種21個体の渡りを確認し、その全てが計画地を通過し、内17個体は高度Mを通過したとしている。つまり、渡りの猛禽類の81.0%がブレードの回転域と同じ高度を通過したことになる。 【令和2年秋季・移動経路（渡りのルート）】 多くが北東方向から南南西方向に渡っている。特に風車No.4、6、7、12、13そのものやその近くを多く通過している。 上記のことから、 ・多くがブレードの回転域と重なって飛行することが明らかになったので、ブレードへの衝突を防ぐために、風車稼働後は、猛禽類の渡りの最盛期にブレードの回転を止めることを求める。 ・このような猛禽類の渡り個体の移動経路の位置をより明確なものにするために、追加調査を行うことを求める。	秋季の渡り鳥の移動経路に係る予測については、不確実性が伴うと考えております。よって、秋季の渡り鳥の移動経路を把握するため、準備書P1446に記載のとおり、事後調査として、レーダー調査を実施いたします。その結果を踏まえ、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じます。
11	② 一般鳥類 【令和2年秋季】 確認個体数は12,091羽で、計画地内での確認個体数は8,586羽であり、そのうち高度Mを通過したのは71.5%に当たる6,173羽としている。また、「秋季調査結果から計画地の北側及び南側の一部が、一般鳥類の渡りルートになっていると推察する」としている。 そのため、多くの一般鳥類の渡りルートと重なる風車No.1、2、9、10、12は渡りの最盛期にブレードの回転を止めることを求める。または、これらの設置を取り止めることを求める。	秋季の渡り鳥の移動経路に係る予測については、不確実性が伴うと考えております。よって、秋季の渡り鳥の移動経路を把握するため、準備書P1446に記載のとおり、事後調査として、レーダー調査を実施いたします。その結果を踏まえ、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じます。
12	(4) 事後調査計画(10.3-3 P1445) 希少猛禽類(クマタカ)＜調査地点＞の工事中及び稼働後について、「風力発電機の近隣に生息を確認しているクマタカの既存ペアが観察できる2地点程度・・・」と記述されているが、クマタカは6ペアが観察され、そのうち3ペアの繁殖が確認されている。 今後は別のペアが繁殖する可能性もあることから、全体を見渡せる6地点で調査することを求める。	事後調査では、工事による繁殖への影響について、回避及び低減することを目的とした調査を実施いたします。工事による打設音等が影響を及ぼす可能性を加味し、近隣に生息を確認しているクマタカの既存ペアを対象といたしました。
13	(5) 累積的影響評価について 方法書に対する福井県知事の意見に、「準備書にバードストライク等について累積的な影響を評価し、その回避または低減の方法を具体的に示すこと」とあるが、「今後、他事業者との調整状況を踏まえ、実施する予定...本事業は先行事業者であり、他事業者との計画の熟度が異なるため、その結果は非公開資料として示す」として、示されていない。 そのため、他事業者と協議の場を設け、累積的影響評価を誠実に履行し、バードストライク等の回避および低減の方法を具体的に示し、県知事はじめ広く識者が判断できるように一般公開すべきである。	本事業は先行事業者であり、他事業者との計画の熟度が異なることから、実際の事業計画と異なる可能性が高く、地元の混乱を招くことが懸念されます。なお、他事業者とも引き続き協議を実施し、情報共有を行います。関係機関とも協議のうえ、審査における非公開資料として提出いたします。

○日刊新聞紙における公告

福井新聞（令和4年2月25日（金）付）

お知らせ	
「環境影響評価法」に基づき、（仮称）国見風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催いたします。	
一、事業者の名称	二枚田風力合同会社
代表者の氏名	代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 ホアン・マス・ウァロー
事務所の所在地	東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号 オークラプレステージタワー一七階
二、対象事業の名称	（仮称）国見風力発電事業
種類	風力（陸上）
規模	発電設備出力：最大五万キロワット 基数：最大十三基
三、対象事業実施区域	福井県福井市
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲	福井県福井市、坂井市及び越前町
五、縦覧の場所	福井県庁 安全環境部 環境政策課、福井市役所 市民生活部 環境事務所 環境廃棄物対策課、坂井市役所 産業環境部 環境推進課、越前町役場二階閲覧スペース、国見公民館、鷹巣公民館、本郷公民館、桑公民館、鶴公民館、一光公民館
縦覧時間	福井県庁、福井市役所、坂井市役所、越前町役場は土・日・祝日を除く開庁時、公民館は休館日を除く開館日
電子縦覧	https://kenenergy.co.jp/3504
法的期間	令和四年二月二十五日（金）から 令和四年三月二十九日（火）まで
自主期間	令和四年三月三十日（水）から 令和四年四月十二日（火）まで
六、意見書の提出	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和四年四月十二日（火）までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。
七、住民説明会の開催を予定する場所・日時	一、東郷コミュニティセンター（坂井市坂井町長畑二五・一一） 三月十二日（土）十時から十二時 二、国見公民館（福井市鮎川町一三三・一一） 三月十二日（土）十四時から十八時 三、本郷公民館（福井市荒谷町一九五五） 三月十二日（土）十九時から二十一時 四、鷹巣公民館（福井市養町一四・七） 三月十三日（日）十四時から十八時 五、越前町生涯学習センター（丹生郡越前町内郡一三・一九三） 三月十七日（木）十九時から二十一時 六、鶴公民館（福井市砂子坂町五・五八） 三月十八日（金）十九時から二十一時 七、一光公民館（福井市下・一光町六・五） 三月十九日（土）十時から十二時 八、桑公民館（福井市石橋町四・一四） 三月十九日（土）十四時から十六時
八、問い合わせ先	二枚田風力合同会社（日本風力エネルギー株式会社） 〒九一〇〇〇五 福井県福井市大手二・一七・一 山川ビル二〇一 電話〇七七六（四三）〇一一五（担当）反町、新田、久保
九、その他	今後、新型コロナウイルス感染拡大防止に関して政府や地方自治体から要請を受けた場合には、必要に応じて住民説明会をリモート開催等に変更させていただく場合がございます。縦覧や住民説明会の変更については、改めてご案内させていただきます。

○インターネットによるお知らせ

【日本風力エネルギー株式会社 ウェブサイト（お知らせ）】



[採用情報](#)

[お問い合わせ](#)

[トップ](#)[企業情報](#)[事業案内](#)[お知らせ](#)[発電所](#)[地域貢献](#)[採用情報](#)

[ヴィーナ・エナジー > お知らせ > 風力 > \(仮称\) 国見風力発電事業環境影響評価準備書の縦覧について](#)

2022.2.25 [風力](#)

(仮称) 国見風力発電事業環境影響評価準備書の縦覧について

令和4年2月25日
日本風力エネルギー株式会社

当社は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「(仮称)国見風力発電事業環境影響評価準備書」(以下、準備書)及び準備書を要約した書類(以下、要約書)を令和4年2月24日付で経済産業大臣へ届出、福井県知事、福井市長、坂井市長、越前町長へ送付いたしました。

準備書の縦覧について

●縦覧場所：
・福井県庁 安全環境部 環境政策課
・福井市役所 市民生活部 環境事務所 環境廃棄物対策課
・坂井市役所 産業環境部 環境推進課
・越前町役場 二階閲覧スペース
・国見公民館
・富家公民館
・本郷公民館
・栗公民館
・神公民館
・一光公民館

●縦覧期間：
令和4年2月25日(金) から令和4年3月29日(火)
※福井県庁、福井市役所、坂井市役所、越前町役場は土・日・祝日を除く開庁時
※公民館は休館日を除く開館日

インターネットによる公表

表紙と目次	添付書類(199KB)
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	添付書類(82KB)
第2章 事業の目的及び内容	添付書類(281KB)
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況	添付書類(341KB)
第4章 計画段階記憶事項ごとの調査、予測及び評価の結果	添付書類(21KB)
第5章 記憶書に対する経済産業大臣の見解及び事業者の見解	添付書類(812KB)
第6章 方法書についての意見と事業者の見解	添付書類(486KB)
第7章 方法書に対する経済産業大臣の助言	添付書類(216KB)
第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	添付書類(231KB)
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	添付書類(446KB)
第10章 10.1.1 大気環境	添付書類(111KB)
第10章 10.1.2 水環境	添付書類(111KB)
第10章 10.1.3 その他の環境	添付書類(124KB)
第10章 10.1.4 動物	添付書類(921KB)
第10章 10.1.5 植物	添付書類(261KB)
第10章 10.1.6 生態系	添付書類(181KB)
第10章 10.1.7 景観	添付書類(81KB)
第10章 10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場	添付書類(211KB)
第10章 10.1.9 廃棄物等	添付書類(147KB)
第10章 10.2 環境の保全のための措置	添付書類(61KB)
第10章 10.3 事後調査	添付書類(281KB)
第10章 10.4 環境影響の総合的な評価	添付書類(111KB)
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	添付書類(629KB)
第12章 その他環境省令で定める事項	添付書類(211KB)
資料編	添付書類(291KB)
要約書	添付書類(81KB)

年別アーカイブ	
2022	→
2021	→
2020	→
2019	→
2018	→
2017	→
2014	→
2013	→

-12-

意見書の送付について

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和4年4月12日（火）までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

●郵送の場合

宛先：〒910-0005 福井県福井市大字2-17-1 山川ビル101
二枚田風力合同会社（日本風力エネルギー株式会社）宛

意見書用紙は [こちら](#)よりダウンロードください。

●記載事項

- ・氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）又は連絡先
- ・意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称
- ・環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください）

住民説明会の開催を予定する場所・日時について

場所：東十郷コミュニティセンター（坂井市坂井町長畑25-11-1）
日時：令和4年3月12日（土）10時～12時

場所：国見公民館（福井市鮎川町133-1-3）
日時：令和4年3月12日（土）14時～16時

場所：本郷公民館（福井市荒谷町19-55）
日時：令和4年3月12日（土）19時～21時

場所：廣東公民館（福井市豊町14-7）
日時：令和4年3月13日（日）14時～16時

場所：越前町生涯学習センター（丹生郡越前町内郡13-19-3）
日時：令和4年3月17日（木）19時～21時

場所：韓公民館（福井市砂子坂町5-58）
日時：令和4年3月18日（金）19時～21時

場所：一光公民館（福井市下一光町6-5）
日時：令和4年3月19日（土）10時～12時

場所：粟公民館（福井市石橋町4-14）
日時：令和4年3月19日（土）14時～16時

※今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関して政府や地方自治体から要請を受けた場合には、必要に応じて住民説明会をリモート開催等に変更させていただく場合がございます。
縦覧や住民説明会の変更については、改めてご案内させていただきます。

お問合せ

〒910-0005 福井県福井市大字2-17-1 山川ビル101
二枚田風力合同会社（日本風力エネルギー株式会社）宛
TEL 0776-43-0115（担当：反町、新田、久保）

○お知らせ

お 知 ら せ

「(仮称)国見風力発電事業環境影響評価準備書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

法的期間 : 令和4年2月25日(金)～3月29日(火)まで

自主的期間 : 令和4年3月30日(水)～4月12日(火)まで

2. 閲覧用紙の記入

環境影響評価準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無に関わらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

「(仮称)国見風力発電事業環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、下記の住所までご郵送をお願いいたします。

○受付期間 令和4年2月25日(金)～4月12日(火)まで

(郵送の場合は、令和4年4月12日(火)の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒910-0005

福井県福井市大手2-17-1 山川ビル101

二枚田風力合同会社(日本風力エネルギー株式会社) 反町、新田、久保 宛

○記載事項

①氏名及び住所

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②準備書についての環境の保全の見地からの意見

4. お問い合わせ先

二枚田風力合同会社(日本風力エネルギー株式会社)

担当者: 反町、新田、久保

電話番号: 0776-43-0115

※準備書及び要約書は日本風力エネルギー株式会社のホームページでも公表しております。

<https://venaenergy.co.jp/3504>

※閲覧に際して、準備書及び要約書への書き込み、コピー及び写真撮影は不可としております。

※今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧の予定を変更することがあります。変更がありましたら、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

以 上

○ご意見記入用紙

「(仮称)国見風力発電事業環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称)国見風力発電事業環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、下記の郵送先へ郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入の上、意見書箱へのご投函をお願いいたします。

○意見書の郵送先 〒910-0005 福井県福井市大手 2-17-1 山川ビル 101
二枚田風力合同会社（日本風力エネルギー株式会社）
反町、新田、久保 宛

○意見書の提出期限 令和 4 年 4 月 12 日(火) [当日消印有効]

~~~~~

意 見 書

令和 4 年 月 日

| 項 目                                         | ご 記 入 欄 |
|---------------------------------------------|---------|
| お 名 前<br>〔法人その他の団体にあつては、<br>法人名・団体名、代表者の氏名〕 |         |
| ご 住 所<br>〔法人その他の団体にあつては、<br>主たる事務所の所在地〕     | 〒       |
| 準備書についての環境の<br>保全の見地からのご意見                  |         |
|                                             |         |
|                                             |         |
|                                             |         |
|                                             |         |
|                                             |         |
|                                             |         |
|                                             |         |
|                                             |         |
|                                             |         |
|                                             |         |

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いいたします。  
なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。  
2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。